

中富良野町住宅リフォーム促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅のリフォームを行った者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、地域経済の活性化及び住環境の向上を図ることを目的とし、この交付等に関しては、町費補助金交付規則（昭和42年規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人住宅 自己の居住の用に供す建築物をいう。
- (2) 併用住宅 建築物に個人住宅部分及び店舗、事務所、賃貸住宅その他の自己の住居の用に供する部分以外のもの（以下「非個人住宅部分」という。）があるものをいう。
- (3) リフォーム 個人住宅（併用住宅の場合は、個人住宅部分に限る。）の機能の維持若しくは向上又は住環境の向上のために行う住宅の補修、改善又は設備改善工事をいう。対象工事は別に定める（別表1）。
- (4) 商工会会員 中富良野町商工会の会員をいう。
- (5) 子育て世帯 申請時点において、子（申請年度の4月1日時点で18歳未満）を有する世帯をいう。
- (6) 若者夫婦世帯 申請時点において夫婦であり、申請年度の4月1日時点でいずれかが39歳以下の世帯をいう。
- (7) 中古住宅 過去に人が居住したことがあり申請時点において売買により取得して1年以内の住宅をいう。取得日は登記完了日とし、未登記の場合は契約日とする。

(補助)

第3条 第6条に規定する対象者がリフォームを行ったときは、当該リフォームに要した費用の一部を補助するものとする。

(対象リフォーム)

第4条 補助の対象となるリフォームは、当該リフォームに要した費用が20万円以上のものとする。この場合において、併用住宅については、個人住宅部分と非個人住宅部分を併せたリフォームを行ったときは、個人住宅部分の床面積（改修工事を行った部分に限る。以下同じ。）を個人住宅部分及び非個人住宅部分の床面積の合計で除して得た商に、当該リフォームに要した費用の額を乗じて算出するものとする。

(補助金の額)

第5条 元請が商工会会員の場合、補助金の額はリフォームに要した費用に100分の30を乗じて得た額とし、個人住宅1棟につき50万円を限度とする。ただし、下請に商工会会員以外を使用した場合はこの限りではない。

2 原則として元請が商工会会員でない場合は補助しないが、下請に商工会会員を使用した場合は商工会会員の工事費に100分の15を乗じて得た額を補助する。また元請、下請を問わず商工会会員が施工出来ない業種については工事費の100分の15を乗じて得た額を補助する。この場合個人住宅1棟につき25万円を限度とする。

3 子育て世帯、若者夫婦世帯及び中古住宅をリフォームした場合は第1項中50万円を60万円と読み替え、第2項中25万円を30万円と読み替える。

4 前2項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるもの

とする。

5 補助金は全額中富良野町商工会商品券で補助を行う。

6 中富良野町商工会商品券のうちリフォーム工事の支払いに当てられるものは補助金の額に100分の80を乗じた額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）以下とする。

（対象者）

第6条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) リフォームを行う住宅の所有者が本人、配偶者又は同居の1親等の親族である者その他これらに準ずるものとして審査会において特別な理由が認められる者
- (2) 現に自己の居住の用に供し、かつ、住民登録されていること。
- (3) 同一世帯に属するもの全員が公租公課を滞納していないこと。
- (4) 町が実施する持家住宅促進事業及び新定住促進事業の補助金を受けていないこと。
- (5) 国、道又は町が実施する他の同様の補助金又は助成金の交付を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員でない者
- (7) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していない者

（補助対象建物）

第7条 補助金の交付の対象となる建物は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 公租公課を滞納していないこと。
- (2) 国、道又は町が実施する他の同様の補助金又は助成金の交付を受けていないこと。
- (3) 所有者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員でない者
- (4) 所有者が破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していない者

（申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、リフォームの着手前に住宅リフォーム促進補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請し交付決定通知書を受けなければならない。

- (1) リフォームにかかる見積書（請負者の押印のあるもの）の写し
- (2) 施工業者別発注内訳書（別紙2）
- (3) 現場写真（着手前の状況が分かるもの）
- (4) 中富良野町住宅リフォームに関する補助にかかる誓約書・承諾書（様式第2号）
- (5) 同意書・承諾書（所有者が申請者本人又は同居の1親等の親族以外の場合、様式第2-1号）
- (6) 委任状（申請手続を代行する場合）
- (7) 位置図
- (8) その他町長が必要であると認める書類

（申請手続代行者）

第9条 申請者は、前条の補助金の交付申請に係る手続の代行を、施工業者に対して依頼することができる。ただし、補助金の受領は除く。

2 補助金の交付申請に係る手続の代行を行う者（以下「手続代行者」という。）は、申請者から依頼されたリフォーム完了までの手続等に対して誠意をもって実施するものとする。

（審査会の設置）

第10条 申請書の内容を審査するため、審査会を設置する。

2 審査会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 副町長
- (2) 企画課 1名
- (3) 税務住民課 1名
- (4) 建設水道課 1名
- (5) 福祉課 1名
- (6) 商工会 1名

3 審査会の委員長は、副町長をもって充てる。

4 審査会は、必要に応じ委員長が招集し、会議の議長となる。

(補助金の交付決定及び通知)

第11条 町長は、審査会において補助金交付の可否を決定したときは、住宅リフォーム促進補助金交付・却下決定通知書(様式第3号)により、申請者にその旨を通知するものとする。

2 町長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を行う場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(変更又は中止の届出)

第12条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)が、リフォームの内容を変更し、又は中止しようとするときは、住宅リフォーム内容変更・中止届出書(様式第4号)により、町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、変更の申請があった場合、変更の可否を決定したときは、住宅リフォーム促進補助金変更承認通知書(様式第5号)により、補助対象者にその旨を通知するものとする。

3 町長は、第2項の規定により変更の承認を行う場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(工事完了報告等)

第13条 補助対象者は、リフォームが完了後速やかに、住宅リフォーム完了報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

(1) リフォームにかかる領収書又は請求書(押印のある物)の写し(請求書の場合は後日領収書を提出)

(2) 工種ごとにリフォーム工事中及び完了後の現場写真

(3) 建築確認申請が必要な改修工事にあたっては、建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項に規定する検査済証の写し

(4) その他町長が必要であると認める書類

(補助金額の決定及び通知)

第14条 町長は、前条の規定による報告があったときは、速やかに審査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、住宅リフォーム促進補助金決定通知書(様式第7号)により、当該補助対象者にその旨を通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第15条 前条に規定する通知書を受けた補助対象者は、住宅リフォーム促進補助金請求書(様式第8号)により、速やかに町長に補助金を請求するものとする。

2 町長は、前項規定による補助金の請求があったときは、速やかに当該補助対象者に補助金を交付するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第16条 補助対象者は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(交付決定の取消し)

第17条 町長は、補助対象者が交付決定日から5年以内に次の各号のいずれかに該当するときは、住宅リフォーム促進補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 第6条及び第7条の規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (4) 転売又は住宅の用に供しなくなった場合

(補助金の返還)

第18条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助対象者から当該補助金に相当する金額の全額又は一部を返還させることができる。

(商工会会員について)

第19条 商工会会員は原則として商工会会員を下請けとして使用することを条件とする。ただし、該当する業種の商工会会員がない場合はこの限りではない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第17条及び第18条の規定の適用については、この要綱の失効後においても、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。